

京都府民総合体育大会 選手派遣・選手強化補助金交付要項

1. 目的

広く府民にスポーツを振興し、府民の健康増進及び体力向上を図り、あわせて市町村対抗形式を通じて、地域のスポーツの活性化を目指す目的で開催されます。

については、本大会で良成績を収めることにより、市民のスポーツに対する関心並びに健康増進と体力向上につなげるため、亀岡市代表として出場するチームの選手派遣及び強化を目的として補助金を交付します。

2. 補助対象経費

1) 選手派遣費

交通費：本大会分のみ

2) 選手強化費

①大会に出場する選手等の宿泊費

試合会場が遠方であり、どうしても宿泊しなければ出場に影響が出る場合のみ認める。

②強化経費

予選会・選考の終了後から大会当日までの、選手強化にかかる経費（「支出科目の説明・整備要項」を参照）。

※食糧費、雑費、金券・商品券については、すべて補助対象外とする。

③物品の購入

練習着、サポーター、シューズ・スパイク等、私物で使用する道具は補助対象としない。

3. 補助金額

1) 選手派遣費…参加者の会場地までかかる交通費の2分の1。

2) 選手強化費…補助対象経費の10分の4。

ただし、参加者1名につき2,800円を限度額とする。

3) その他…予算の範囲内において補助金を交付する。

4. その他の記入等について

1) 交付申請書の提出について

①令和7年7月31日（木）までに当協会事務局へ提出してください。

②申請書・報告書・請求書について、押印は必要ありません。

2) 実績報告書の提出について

①各大会完了後1ヶ月以内に、公式発表されている大会結果、競技中の写真、証拠書類等の写し（領収証は支出科目ごとに完備し、各団体において、5年間保管して下さい。）を各1部添付（データ可）の上、提出してください。

②報告書の旅費については、大会が2日あるところ1日で終了した場合は、1日分の交通費のみとなりますのでご了承ください。

◎支出科目の説明・整備要項

科目	説明	証拠書類
会議費 ※補助対象外	会議等の茶菓子代 (一人当たり500円程度まで) ※会議室の使用料は「使用料及び賃借料」で計上してください。	業者の発行する領収証
旅費交通費	交通費明細書のとおり	
その他の交通費 ※補助対象外	練習試合等に伴う高速代、バス、電車代等	高速代は業者の発行する領収証、公共機関は明細を自書にて記入
宿泊費	大会参加のための宿泊代	業者の発行する領収証
通信運搬費	郵送代、電話代、切手・封筒・はがき代	購入業者の発行する領収証
消耗品費	練習等に伴う競技用消耗品 会議等に伴う事務用消耗品	購入業者の発行する領収証 ※私物で使用するものは認めない。 ※備品関係・商品等の支出は認めない。
印刷製本費	会議資料等の印刷代	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会議室使用料、練習会場の借上料、用具・器具使用料	利用施設管理者及び所有者の発行する領収証
保険料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸謝金	全体で30,000円程度まで	個人領収証 *自署、記名押印のこと

*団体名の但し書きが未記入の領収証および、日付けの不明瞭な領収証は認められません。

なお、レシートタイプの領収証であっても、宛名欄があるものは団体名を明記してください。

*謝金の領収証については、必ず自署または押印が必要です。

*大会終了後の支払いは早急に済ませ、出来るだけ1ヶ月以内の領収証を添付するようにしてください。日付の遅いものは認めないことがあります。

*適用科目が分からない場合は、事務局までお問い合わせください。